

退職後も被保険者でいられる 「任意継続被保険者」

退職すると被保険者の資格を失いますが、一定の条件を満たしていれば、継続して健康保険組合の被保険者となれるしくみがあります。これを「任意継続被保険者制度」といいます。

任意継続被保険者となれる人

次のすべての要件を満たしていることが必要です。

- ①退職などにより健康保険の被保険者資格を失った人
- ②資格を失った日まで継続して2カ月以上被保険者であったこと
- ③資格を失った日より20日以内に健康保険組合に申請書が到着すること

○任意継続被保険者でいられる期間

任意継続被保険者となった日から最長2年間です。

※75歳になると後期高齢者医療制度に加入するため、2年以内でも資格を喪失します。

○負担する保険料

被保険者の自己負担分と事業主負担分をあわせた全額を自己負担します。任意継続被保険者になると、事業主による保険料負担はありません。

毎月1日～10日までに自分で保険料を納付します。
(初回については健康保険組合が定める日)

任意継続被保険者の標準報酬

保険料の計算基礎となる標準報酬は、次のいずれか低い方が適用されます。

- 退職時の標準報酬
- 前年度9月30日現在の当健康保険組合の全被保険者の標準報酬の平均額

○保険給付の内容

出産手当金と傷病手当金は支給されません。それ以外は法定給付・付加給付ともに在職中と同様に支給されます。

※前頁の資格喪失後の給付に該当する場合は、出産手当金と傷病手当金も支給されます。

任意継続被保険者の 資格を失うとき

次の事由に該当した場合は、任意継続被保険者の資格を失います。

- ①被保険者となった日より起算して2年を経過したとき
- ②死亡したとき
- ③保険料を指定された納付期日までに納めないとき
- ④再就職して、他の健康保険、船員保険などの被保険者となったとき
- ⑤後期高齢者医療制度の被保険者となったとき
- ⑥資格喪失を希望する申し出があったとき
※申し出が当組合で受理された日の属する月の翌月1日に資格喪失します。(令和4年1月1日改正)

Q & A

Q 任意継続被保険者になると、在職中と同様のサービスが利用できるのですか？

A 保険給付については出産手当金と傷病手当金以外は、在職中と同様の給付が受けられ、付加給付も支給されます。保健事業については在職中と同様に利用できます。